

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導【資料6】

令和6年12月19日

指定障害児通所支援事業所管理者様

鹿児島県保健福祉部障害福祉課長

障害児通所支援事業に係る自己評価結果等未公表減算の取扱いについて（通知）

障害児通所支援事業に係る自己評価については、事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者等による評価を受け、その結果を事業運営に反映させることで、常に質の改善を図ることを目的に、基準省令において実施が義務付けられています。

自己評価の未実施及び都道府県への公表方法等の届出がなされていない場合は、自己評価結果等未公表減算が適用されることになっています。

なお、令和6年度報酬改定から、保育所等訪問支援についても対象とされたところです。

ここで、県への公表方法等の届出については、下記のとおり取扱うこととなっていますので、遺漏がないようお願いします。

記

1 対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援（※共生型、基準該当を含む。）

2 県への届出方法

「自己評価結果等報告書」、「事業所における自己評価総括表」、「保護者等からの事業所評価の集計結果」、「訪問先施設からの事業所評価の集計結果（保育所等訪問支援のみ）」及び「事業所における自己評価結果」を作成し、各事業所を所管する地域振興局・支庁へ提出する。

3 届出様式の掲載場所

鹿児島県ホームページ＞健康・福祉＞障害者福祉＞障害児の福祉＞サービス提供事業者の皆様へ＞障害児通所支援事業に係る自己評価結果等未公表減算の取扱いについて

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae07/kenko-fukushi/syogai-syakai/syougaiji/jigyousya/jikohyouka.html>

4 届出期限

毎年度2月末日

（※新規指定を受けた事業所については、指定日から1年以内に各事業所を所管する地域振興局・支庁へ提出してください。）

5 その他の留意事項

(1) 公表方法

ア 対象事業者は、おおむね1年に1回以上、インターネットの利用その他の方法により広く公表しなければならない。

イ 公表の対象は、利用者や保護者も対象となっていることから、事業所のホームページ等を保有していない場合は、会報等で配布することもできる。

ウ 公表方法として、ブログやフェイスブック等（SNS）のみを使用する場合は、SNSでの公表について事業所内に掲示し、保護者等へSNSで公表している旨連絡を行うこと。

エ 公表内容は、「事業所における自己評価総括表」、「保護者等からの事業所評価の集計結果」、「訪問先施設からの事業所評価の集計結果（保育所等訪問支援のみ）」及び「事

業所における自己評価結果」とする。

(2) 公表様式の記入方法

「事業所における自己評価結果」の「はい」、「いいえ」の欄は、数を記入するのではなく、職員による自己評価結果を踏まえ、職員全員で討議した結果について回答すること。（該当する方に○を記入）

(3) 自己評価結果等未公表減算

減算の適用時期等については、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

【問合せ先】

鹿児島県保健福祉部

障害福祉課施設支援係

TEL:099-286-2749 FAX:099-286-5558

Email:s-shisetsu@pref.kagoshima.lg.jp

障害児通所支援事業に係る自己評価結果等未公表減算の取扱いについて

障害児通所支援事業に係る自己評価につきましては、事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者等による評価を受け、その結果を事業運営に反映させることで、常に質の改善を図ることを目的に基準省令において実施が義務付けられているものです。

平成30年度報酬改定では、自己評価結果等未公表減算が創設され、自己評価の未実施及び都道府県への公表方法等の届出がなされていない場合に適用されます。

また、令和6年度報酬改定では、保育所等訪問支援についても対象とされたところです。

- 【国事務連絡】障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて（PDF：68KB）
- 【別添】障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ（PDF：94KB）
- 【参考】保育所等訪問支援における評価制度（自己評価・保護者評価・訪問先施設評価）の導入について（PDF：113KB）

つきましては、県への公表方法等の届出方法等については、下記のとおり取り扱うこととします。

[県取扱通知（PDF：116KB）](#)

1 対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援（※共生型、基準該当を含む。）

2 県への届出方法

別紙「自己評価結果等報告書」に必要事項を記入の上、各事業所を所管する地域振興局・支庁へ提出する。

[別紙「自己評価結果等報告書」（EXCEL：17KB）](#)

3 届出期限

毎年度2月末日

（新規指定を受けた事業所については、指定日から1年以内に各事業所を所管する地域振興局・支庁へ提出してください。）

4 届出先

提出先	住所及びメールアドレス	電話番号	所管区域 (事業所の所在地)

鹿児島地域振興局 地域保健福祉課	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1 kago-chiiki-shien@pref.kagoshima.lg.jp	099-272-6301	日置市，いちき串木野市，鹿児島郡
南薩地域振興局 地域保健福祉課	〒897-0001 南さつま市加世田村原二丁目1-1 minami-chiikishien@pref.kagoshima.lg.jp	0993-53-8001	枕崎市，指宿市， 南さつま市，南九州市
北薩地域振興局 地域保健福祉課	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1 kita-chiiki-shien@pref.kagoshima.lg.jp	0996-23-3166	阿久根市，出水市，出水郡， 薩摩川内市，薩摩郡
始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16 airaisa-chiiki-shien@pref.kagoshima.lg.jp	0995-44-7964	霧島市，伊佐市， 始良市，始良郡
大隅地域振興局 地域保健福祉課	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6 oosumi-chiikishien@pref.kagoshima.lg.jp	0994-52-2124	鹿屋市，垂水市，曾於市， 志布志市，曾於郡，肝属郡
熊毛支庁 地域保健福祉課	〒891-3192 西之表市西之表7490 kumage-chiikihoken-sidoukaigo@pref.kagoshima.lg.jp	0997-22-1138	西之表市，熊毛郡
大島支庁 地域保健福祉課	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3 oosima-chiikishien@pref.kagoshima.lg.jp	0997-57-7243	奄美市，奄美郡

5 その他の留意事項

公表方法については，インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。

減算の適用時期等については，届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで，障害児全員について減算するものであること。

6 参考（様式）

1 児童発達支援関連

児童発達支援関係：(別紙1～5)児童発達支援自己評価・保護者評価 (EXCEL：47KB)

2 放課後等デイサービス

放課後等デイサービス関係：(別紙1～5)放課後等デイサービス自己評価・保護者評価 (EXCEL：46KB)

3 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援関係：(別紙1～7)保育所等訪問支援自己評価・保護者評価・訪問先施設評価 (EXCEL：53KB)

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

保健福祉部障害福祉課
電話番号：099-286-2749

鹿児島県 法人番号：8000020460001
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
代表電話番号：099-286-2111

事務連絡
令和6年7月4日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

児童支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、

- ・ 指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定基準」という。）により、自己評価及び保護者評価を行うとともに、自己評価及び保護者評価並びに評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならないこと
- ・ 指定保育所等訪問支援事業所については、指定基準により、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を行うとともに、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならないこと

とされたところです。

これに伴い、自己評価等の具体的な手順、評価項目及び参考様式等を整理し、「障害児通所支援事業所全体の自己評価の流れについて」を作成しましたので、お示しいたします。

また、指定保育所等訪問支援事業所が訪問先施設に対し、保育所等訪問支援における評価制度を説明するに当たっての説明資料も作成しましたので、各事業所においてご活用いただきますようお願いします。

なお、指定保育所等訪問支援事業所においては、令和7年4月1日以降、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価及びこれらの評価を受けて図った改善の内容を公表していない場合には、未公表減算が適用されることとなるため、ご留意いただくとともに、各都道府県におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の市町村及び事業所に対して、各指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所に対して、遺漏なく周知していただくようお願いします。

なお、本年度、既に自己評価、保護者評価及び訪問先評価を実施している場合

においては、改めての実施を求めるものではありませんが、本事務連絡でお示しする取組内容等を十分ご理解いただき、日頃の業務の見直しや改善・充実に向けた取組に努めていただきますようお願いいたします。

【送付資料】

別添 「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて」

参考様式1 児童発達支援関係

- 「（別紙1）従業者向け評価実施シート」
- 「（別紙2）保護者向け評価実施シート」
- 「（別紙3）自己評価総括表」
- 「（別紙4）保護者評価集計シート」
- 「（別紙5）事業者用自己評価シート」

参考様式2 放課後等デイサービス関係

- 「（別紙1）従業者向け評価実施シート」
- 「（別紙2）保護者向け評価実施シート」
- 「（別紙3）自己評価総括表」
- 「（別紙4）保護者評価集計シート」
- 「（別紙5）事業者用自己評価シート」

参考様式3 保育所等訪問支援関係

- 「（別紙1）従業者向け評価実施シート」
- 「（別紙2）保護者向け評価実施シート」
- 「（別紙3）訪問先施設向け評価実施シート」
- 「（別紙4）自己評価総括表」
- 「（別紙5）保護者評価集計シート」
- 「（別紙6）訪問施設先評価集計シート」
- 「（別紙7）事業者用自己評価シート」

○ 日々の支援等への反映 等

○ 以下の観点で、事業所全体で改善・充実にに向けた方策等の検討を行う

- ・ 改善等に向けた今後の見通しの明確化
- ・ 改善等に向けた具体的な方策の検討
- ・ 役割分担や体制等の見直し 等

実践

評価

計画

改善

○ 保護者（客観的視点による）評価の実施
○ 従業者による自己評価の実施

○ 保護者評価及び従業者評価の結果を踏まえて、事業所全体で自己評価を実施

○ 以下の観点で、事業所全体で把握と共有を行う

- ・ 事業所の強み（さらに強化・充実に図るべき点等）
- ・ 事業所の弱み（課題・改善すべき点等）

特に、事業所の弱みについては、改善に向けて現状の見直しや理念や方針の再確認を含めた整理を行う

全従業者による共通理解の下で取組を行うことが重要

手 順

ステップ

①

保護者等による評価の実施

○ 事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を活用してアンケート調査を行う。回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。
○ 保護者評価は、客観的視点による評価として自己評価の際に活用するべきデータであるため、回答率の向上に努めることが望ましい。

従業者による評価の実施

○ 事業者の従業者が「事業者向け自己評価表」を活用して従業者評価を行う。その際には、「はい」「いいえ」などに評価をチェックするだけでなく、各項目について、「課題は何か」「工夫している点は何か」等についても記入する。
○ 従業者評価は、できる限り全従業者から提出を求めることが望ましい。

※ 保育所等訪問支援においては、「保護者評価」及び「従業者評価」に加え、「訪問先施設評価」を実施

事業所全体による自己評価（課題等の把握・分析含む）

○ 保護者評価及び従業者評価の結果を踏まえて、事業所全体で各項目ごとに自己評価を実施する。実施の際には、管理者等一部の者で自己評価を行うのではなく、ミーティング等の機会を通じて、従業者同士で意見交換を行いながら自己評価を行うとともに、課題や改善が必要な事項の把握と共有（認識のすり合わせ）を行う等、全従業者による共通理解の下で取組を進めていくことが望ましい。
○ 全ての項目について自己評価結果を行ったのち、その結果を踏まえ、自己評価総括表を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行う。
○ 保護者評価は、客観的視点による評価であることから、事業所全体で自己評価及び分析を行う際には、保護者評価の結果も十分に活用し、事業所の提供している支援等が、利用者側から見てニーズに応じたものになっているのかという視点も考慮して自己評価等を行うことが重要である。

ステップ

②

改善・充実にに向けた検討

○ 事業所全体の自己評価や整理した事業所の強み・弱み等の分析の結果を踏まえて、改善・充実にに向けた今後の具体的な見通しや改善・充実にに向けた具体的取組を検討・整理する。ここで検討・整理された取組等は、改善・充実に向けて、日々の支援等へ反映されるべきものであることから、ミーティング等の機会を通じて、従業者同士で意見交換を行いながら検討・整理を進めていくことが望ましい。

ステップ

④

自己評価結果等の公表

○ 自己評価結果については、「はい」「いいえ」の集計結果を公表することが趣旨ではなく、自己評価の機会を通じて、全従業者による共通理解の下で、事業所の強みや弱み等の分析や、課題の改善やさらなる充実にに向けた取組を進めていながら、事業所の質の向上を図っていく点が重要である。その観点も踏まえて、インターネットその他の方法による公表や保護者等にフィードバックをする必要があることに留意すること。

ステップ

⑤

支援の改善に向けた取組等

○ 改善・充実に向けて検討・整理した内容を踏まえて、日々の支援等への反映を行っていく。

保育所等訪問支援における評価制度（自己評価・保護者評価・訪問先施設評価）の導入について

評価制度の導入について

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に基づき実施

- 保育所等訪問支援の効果的な実施やより良い支援の促進のため、**令和6年4月より、指定保育所等訪問支援事業者には、以下①～③の取組の実施が義務付化。**
 - ① 保育所等訪問支援を利用する保護者による支援の提供状況等についての評価「**保護者評価**」
 - ② 実際に訪問支援を受け入れる保育所等による支援の提供状況等についての評価「**訪問先施設評価**」
 - ③ 保護者評価・訪問先施設評価の結果を踏まえた事業者自身による運営状況や支援の提供状況の振り返り・評価「**自己評価**」
- **自己評価・保護者評価・訪問先評価の結果及び改善内容については、概ね1年に1回以上**保護者・訪問先施設に示すとともに、**インターネット等により公表**することを要する。

評価制度の目的等

- 本評価制度は、保護者評価や訪問先施設評価、自己評価の機会を通じて、全従業員による共通理解の下、事業所の強みや弱み等の分析を行うとともに、課題の改善に向けた具体的な取組や支援の質の向上に向けた具体的な取組等の検討を行い、日々の支援に反映することで、より良い支援提供及び事業運営につなげていくことを目的としている。
- 保護者評価・訪問先施設評価の結果は、事業者が自己評価を行う際に、客観的な視点による評価として活用するものである。

取組の流れ

※ 保育所等訪問支援事業所の従業員への評価も同時に実施

